

議員提出議案第5号

緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に意見書を提出する。

平成16年6月17日

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 杉原憲靖 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 平井満博 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 吉田公博 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 牧田武文 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 松村修  |

平成16年6月17日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書

長引く不況のもとで、雇用・生活不安が高まり、雇用・失業問題がいつそう深刻になっています。そのうえ、連続して年金・医療・介護などの社会保障制度の給付削減と負担増によって、「生活が苦しい」と感じている人が急増し、自殺者は1年間で3万人、1日100人以上にもものぼっています。

こうした中で、失業者の就労対策事業として、政府は1999年から3年間、緊急地域雇用特別交付金（2000億円）を実施しました。その後も、地方議会での意見書採択が大きな力となって、2002年から2005年3月まで緊急地域雇用創出特別交付金（3500億円、補正で400億円追加、以下交付金事業）が実施されています。

この交付金は、雇用期間が6ヶ月で、予算額が少額であることなどの不十分さをもちながらも、政府が実施してきた数ある雇用対策の中でも特に実績をあげ、失業者のつなぎ就労としての役割をはたしています。

ところが、この交付金事業は2005年3月までとされており、政府はその後の対応策について明確な方向を示していません。

交付金事業が最初に実施された1999年の完全失業率は4%台でしたが、現在は5%台、完全失業者は350万人以上にのぼり、雇用・失業情勢が好転する状況にはなく、今後いつそう悪化することが予想されます。

この交付金事業を失業者に対する就労対策事業として継続して実施されるよ

う下記事項につき、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 現在、実施している緊急地域雇用創出特別交付金を、2005年4月以降も継続して実施すること。
- 2 継続にあたっては、いっそう失業者の就労に役立ち、実施主体である地方自治体が運用しやすいよう改善をすること。

平成16年6月17日

鳥取県三朝町議会

代表 吉 員議会議長  
 文 貞 田 員議会議長  
 副 長 員議会議長

平成16年6月17日

鳥取県三朝町議会